

蒲郡市ごみ減量推進対策協議会要綱

(名称)

第1条 本会は、蒲郡市ごみ減量推進対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、本市におけるごみの発生を抑制し再利用、再資源化を長期的かつ総合的に進めるため、調査研究を行い、ごみ減量対策の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) ごみ減量対策の施策に関すること。
- (2) ごみの資源化対策の調査、研究に関すること。
- (3) ごみ減量に係る意識啓発活動の推進に関すること。
- (4) その他、協議会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 本会は、委員20名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地区の代表
- (2) ごみ散乱防止活動団体の代表
- (3) 消費者団体の代表
- (4) 環境保全活動に取り組む団体の代表
- (5) 流通業者の代表
- (6) 学識経験者
- (7) 公募による市民代表（委員総数の3分の1以内とする。）

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、委員の中より互選する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は、会務を総括し協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第6条 本会の会議は、会長が招集する。

2 会議は委員で構成し、会長が議長となり協議事項について協議する。

3 会長は、必要に応じ会議に専門的知識を有する者、市職員その他関係者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

4 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

5 会議の協議事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決するものとする。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、環境清掃課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の委員の任期は、この要綱第4条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。